

迷惑メール対策関連法律の おさらい

山本和彦
(株)インターネットイニシアティブ
kazu@iij.ad.jp

法律用語は難しい！

通信の秘密侵害行為に該当する
場合であっても、
違法性阻却事由があれば、
当事者の同意の有無に関わりなく、
許される

???

僕が書くなら...

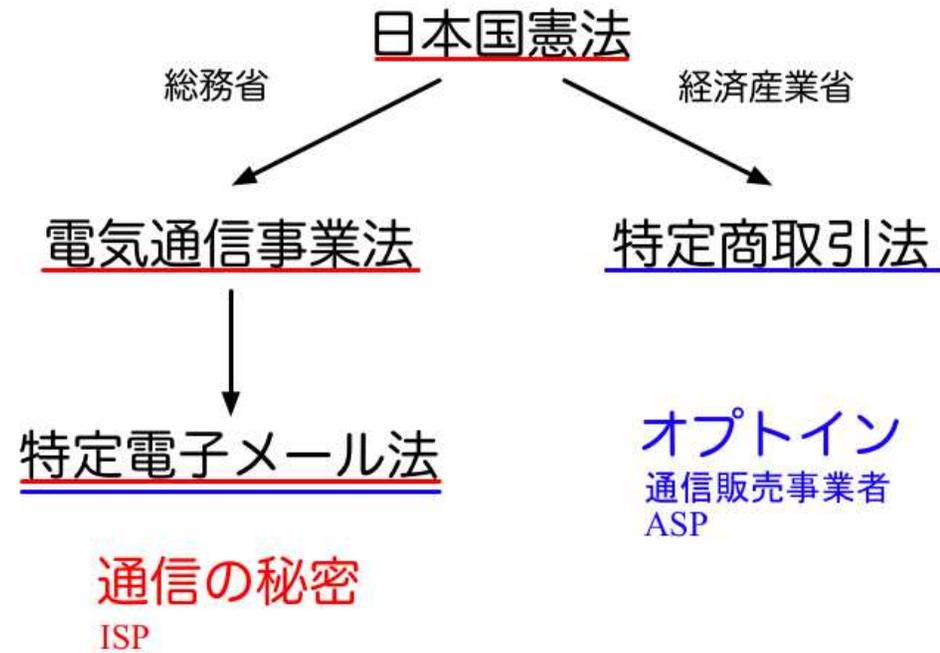
ユーザーの同意がなくても、
業務上必要であれば、
通信の秘密の侵害にあたる行為も
許される

チュートリアルの目的

素人目線で
迷惑メール関連の法律に関して
おさらいする

登場する法律

- 日本国憲法
- 電気通信事業法
- 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律
 - 略称：特定電子メール法
 - 略称：特電法
 - 俗称：迷惑メール防止法
- 特定商取引に関する法律
 - 略称：特定商取引法
 - 略称：特商法
 - 旧称：訪問販売等に関する法律



通信の秘密

日本国憲法

- 第21条第1項

集会、結社及び言論、
出版その他一切の表現の自由は、
これを保障する。

- 第21条第2項

検閲は、これをしてはならない。
通信の秘密は、これを侵してはならない。

そもそも論

- インターネットは通信か？
- 一対一のやりとりが通信だと思おうと...
 - 電子メールは通信っぽい
 - Web は通信っぽくない
- 日本では、インターネットは通信とされる
 - アメリカでは、インターネットは通信ではない
- 日本のインターネットでは、
通信の秘密を守る必要がある

電気通信事業法

- 電気通信の健全な発達と国民の利便の確保を図るために制定された法律
 - http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/security/kiso/k05_04.htm
- 1984年(S59)施行
- 前身は公衆電気通信法
 - 1985年(S60)の通信自由化以前

電気通信事業法と通信の秘密

- 第3条：検閲の禁止
電気通信事業者の取扱中に係る通信は
検閲してはならない。
- 第4条第1項：秘密の保護
電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、
侵してはならない。
何人たりとも
電気通信事業者が取り扱う通信の秘密は、
侵してはならない。
- 第4条第2項：秘密の保護
電気通信事業に従事する者は、
在職中電気通信事業者の取扱中に係る
通信に関して知り得た他人の秘密を
守らなければならない。
その職を退いた後においても、同様とする。

肥大化した通信の秘密

- 通信の秘密は、日本独自の概念
 - 多くの国では、定められていない
 - アメリカでは、プライバシーの一部と考えられている
- 日本では、なんでもかんでも通信の秘密！
 - 郵便屋さんが、郵便の宛先を見るのも通信の秘密の侵害に該当
 - 本文を見て、フィルタリングなんてもっての他
- 正当業務行為
 - 総務省にお伺いをたてる
 - 通信の秘密を侵しているが業務には必要だと総務省が判断すれば正当業務行為となる
- ISP の対策は、後手後手にまわる

通信の秘密に関する事例

- Winnyの遮断
 - ぷららネットワークス
 - 2006年(H18) 5月
- 違法である可能性が高いと総務省が指摘
 - 通信の秘密の侵害に該当
- 総務省が容認
 - デフォルト・オン(の申し込みあり)
 - 利用者が希望に応じて遮断を解除できる仕組み
 - http://www.nttplala.com/news_releases/2006/jun/20060613.html

電子メールに関する正当業務行為

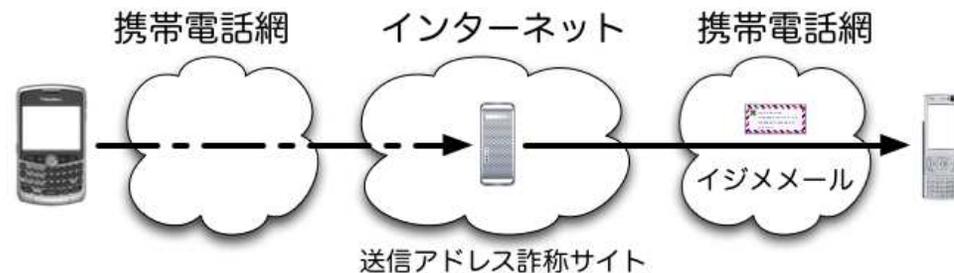
- 正当業務行為と認定された技術
 - ウイルス・フィルタ
 - 公式文書はない
 - OP25B (Outbound Port 25 Blocking)
 - ドメイン認証の結果をラベリング
- 正当業務行為と認定されていない技術
 - 迷惑メール・フィルタ
 - RBL(Real-time Black List) の利用
 - ドメイン認証の結果で受信拒否
- 総務省の説明
 - http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/d_syohi/jigyosha.html
 - アジア諸国から感謝されています！
 - これからも充実させて下さい！
 - ウイルス・フィルタ
 - ドメイン認証の結果で受信拒否

特定電子メール法

- 利用者の同意を得ずに広告、宣伝又は勧誘等を目的とした電子メールを送信する際には「未承諾広告※」と表示しなければならないことや、拒否者に対しては送信してはいけないなどの規定を定めた法律
 - http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/security/kiso/k05_08.htm
- 2002年(H14)制定、施行
- 2005年(H17)改正、施行
 - ドメイン認証の結果で受信拒否するのは違法
- 2008年(H20)5月改正、6月公布、12月施行見込み
 - ドメイン認証の結果で受信拒否するのは(一定の条件下で)合法

素朴な疑問

- 送信アドレスを詐称したメールを使ったイジメ



- イジメへの対策
 - docomo : 「受信拒否」の設定を「弱」に
 - au : 「フィルターレベル」を「低」に
 - ソフトバンク : 「オリジナルメール設定」で受信しない設定に
- Q) ドメイン認証を使って、
受信を拒否しているから違法では？

素朴な疑問への答え

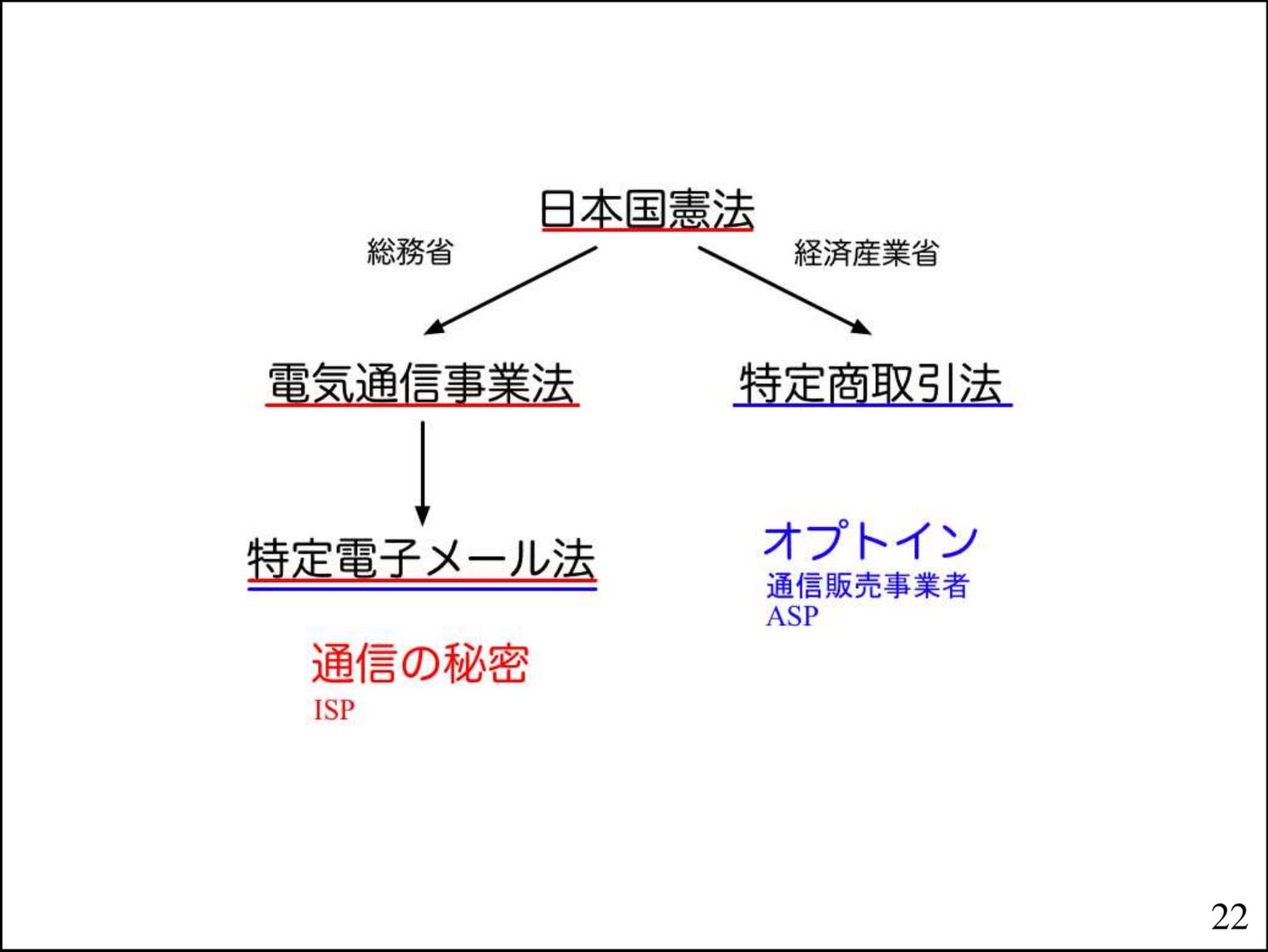
- A) ユーザの同意があれば OK
 - 正当業務行為と認定されていないものでも、ユーザの同意があれば実施してよい
- 特定電子メール法の改正により、ISP は、ユーザの同意がなくても、(一定の条件の下では)ドメイン認証を使って受信を拒否できるようになる

オプトイン

オプトアウトとオプトイン

- オプトアウト
 - 受信者の同意なしに電子メールを送信してもよい
 - 受信者が送信を解除できる仕組みを提供しなければならない
- オプトイン
 - 同意を得た受信者のみに電子メールを送信してよい
 - 受信者が同意したという記録を保存しなければならない

	同意あり	同意なし
オプトアウト	合法	解除方法があれば合法
オプトイン	合法	違法



そもそも
特定電子メール法の
特定電子メールって何？

特定電子メール

- 送信者本人および他者のために
広告や宣伝をする電子メール
- ただし 2005年(H17)版では、以下は除外
 - 受信者が同意している
 - 受信者が営業関係にある
 - 受信者が政令で定められている
 - 註) 2008年(H20)5月改正で、この例外はなくなる
 - オプトアウト → オプトイン
 - 受信者が同意しているのは大前提となる
- つまり、広告メールのこと

特定電子メール法 2005年(H17)版

- 迷惑メールを出す人を取り締まるための法律
- 表示義務
 - 「Subject: 未承諾広告※」
 - 違反者には、総務大臣の措置命令
 - 措置命令違反には、懲役1年以下、または、100万円以下の罰金
- 拒否者への再送信禁止
 - オプトアウト
 - 違反者には、総務大臣の措置命令
 - 措置命令違反には、懲役1年以下、または、100万円以下の罰金
- 送信者情報の詐称禁止
 - 直罰 = すぐに警察が動ける
 - 違反者は、懲役1年以下、または、100万円以下の罰金

特定電子メール法の効果と改正

- 2002年(H14)制定、施行
 - 措置命令の発出は、3年間で3件
 - http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/d_syohi/m_mail.html
 - 問題点
 - 対象は SMTP → SMS は対象外
 - 個人宛 → 業務用 ML は対象外
 - 未承諾広告のみ → 本文が空のメールは対象外
 - 措置命令違反に対してのみ50万円以下の罰則
- 2005年(H17)改正、施行
 - 問題点の改善
 - 送信者情報の詐称を直罰化
 - 罰金を100万円へ
 - 措置命令の発出は、3年間で3件
 - 送信者情報の詐称による摘発は4件
 - 問題点
 - 罰金が低い
 - オプトアウト
- 2008年(H20)5月改正、6月公布、12月施行見込み
 - 問題点の改善
 - 法人の罰金を3000万円へ (個人の罰金は100万円のまま)
 - ドメイン認証による受信拒否
 - オプトイン

特定商取引法の
特定商取引って何？

特定商取引法

- 特定商取引
 - 通信販売、訪問販売、電話勧誘販売、マルチ商法など
- インターネット通じた販売 = 通信販売
 - 商品情報の入手
 - 新聞、雑誌、テレビ、インターネット上のホームページなどによる広告
 - ダイレクトメール、ちらし
 - 購入の申し込み
 - 郵便、電話、ファクシミリ、インターネットなど
- 消費者を守り、悪徳業者を取り締まる
 - 誇大広告等の禁止
 - 前払い式通信販売の承諾等の通知
 - 顧客の意に反して申込みをさせようとする行為の禁止

特定商取引法の改正

- 1999年(H11) 改正
 - 訪問販売法
- 2000年(H12) 改正
 - 訪問販売法 → 特定商取引法
- 2002年(H14) 改正
 - オプトアウト
 - 違反者は、100万円以下の罰金
- 2004年(H16) 改正
- 2008年(H20) 改正
 - オプトイン
 - 違反者には、経済産業大臣の措置命令
 - 違反者は、懲役一年以下、または 200万円以下の罰金

特定電子メール法と特定商取引法

- オプトアウト
 - 2002年(H14) 特定電子メール法 制定
 - 2002年(H14) 特定商取引法 改正
- オプトイン
 - 2008年(H20) 特定電子メール法 改正
 - 5月成立
 - 6月公布
 - 11月ガイドラインの公表 (?)
 - 12月施行見込み
 - 2008年(H20) 特定商取引法 改正
 - 6月成立
 - 6月公布
 - 10月ガイドラインの公表
 - 12月施行見込み
- 受信者が同意したという記録の保存
 - 特定電子メール法
 - 最初の広告メールを送った日から、最後に広告メールを送った日の1ヶ月後まで
 - 特定商取引法
 - 最初の広告メールを送った日から、最後に広告メールを送った日の3年間後まで

特定電子メール法のガイドライン

■ OK

- メールマガジンの購読に同意していれば、メールマガジンに広告が付いていてもよい
- 社名が変更、または会社が併合した場合、メールの送信を継続してもよい
- オプトインはデフォルト・オフが望ましいが、デフォルト・オンでもよい

■ NG

- 極めて小さい字で電子メールを送信すると書かれている
- 「第三者からメールを送ることがあります」のように送信者を特定していない

特定商取引法のガイドライン

■ OK

- オプトインがデフォルト・オンでも目立っている
- メールアドレスを記入することが、
関連サイトからのメール広告を受け入れることの承諾となることを
目立つように書いている

■ NG

- 画面をたくさんスクロールしないと
広告メールの送信についての承諾の表示にたどりつかない
- 関連サイトについて単に姉妹サイト一覧と表示されているだけで、
クリックしないと、どのようなサイトか消費者に認識できない

- <http://www.meti.go.jp/press/20081001002/20081001002-2.pdf>

素朴な疑問

- これまでのメールアドレス・リストは？
 - ユーザの承諾があるメールアドレス
 - ユーザの承諾がないメールアドレス
- オプトインのデフォルト・オン
 - 一回目はいいけど、二回目からは？
 - 一回目で off にすれば、ユーザが欲しがってないのが分るはず